

No. 1

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
豊橋市	環境部 廃棄物対策課	0532-51-2410	直通	0532-56-0566
住所	〒441-8501 豊橋市今橋町1		担当者氏名	小柳津
URL	https://www.city.toyohashi.lg.jp/2806.htm	E-mail	haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	388,000	—	11～20人槽	640,000	—
7人槽	483,000	—	21～30人槽	640,000	—
10人槽	640,000	—	31～50人槽	640,000	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [令和3年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
12	23	1					36

前年度実績基数 (39基)

(3) [補助対象地域]

- ・豊橋市域のうち、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道の認可区域以外の地域で、次に定める区域を除く地域
 - ①豊橋市地域下水道条例（平成11年3月31日条例第28号）で定める地域下水道処理区域
 - ②その他市長が指定する区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ・下記建築物でみなし浄化槽又は汲み取り槽を撤去する場合において、処理対象50人以下の環境配慮型浄化槽を設置する者
 - ①専用住宅
 - ②床面積の1/2以上を居住の用に供する併用住宅
 - ③集合住宅
 - ④公民館・地域集会所
 - ⑤その他市長が認める建築物

※環境配慮型浄化槽とは浄化槽の消費電力が表1-1の消費電力基準以下の要件を満たす浄化槽である

表1-1 消費電力基準（通常型 BOD10mg/ℓ以下 りん除去型） (単位 W)

人槽(人)	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/ℓ以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n (10人槽以上)	n × 7.5	n × 10.2	n × 15.7

(6) [欠格要件]

- ①建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けて設置する者
- ②本市に納付すべき市税を滞納している者
- ③申請時点で豊橋市に住民登録がない者 ただし、申請時点で豊橋市内に住民登録が確認できない場合において、その理由がやむを得ないものとして市長が認める場合は除く

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②排水経路図
- ③設置場所の案内図
- ④工事請負契約書の写し（ただし、工事内容及び代金が記載されたものに限る。またみなし浄化槽撤去処分の補助金の交付を受けようとする場合も同様とする）
- ⑤工場生産浄化槽認定シート又は設計計算書の写し
- ⑥全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し及び登録浄化槽管理票

- ⑦豊橋市税の納付状況に係る誓約書
- ⑧その他市長が必要と認めるもの

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：完了後速やかに提出し、最終期日は当該年度の2月25日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査契約書（7条・11条）の写し及び浄化槽法定検査依頼書（7条検査手数料納入済）の副本
- ③浄化槽設置に要した費用の請求書及び領収書の写し（併せてみなし浄化槽の撤去処分工事を行う場合は、撤去に要した費用の請求書及び領収書の写し）
- ④チェックリスト
- ⑤施工の写真（併せてみなし浄化槽の撤去処分工事を行う場合は、その工事写真）
- ⑥みなし浄化槽最終清掃実施記録の写し（撤去費の補助を受ける場合のみ）
- ⑦浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑧浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽からの転換の場合）
- ⑨その他市長が必要と認めるもの

(9) 【 その他 】

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限10万円の補助を行っている（下水道接続時のみ・工事費用の2/3）

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください